## 大阪市港区選挙管理委員会 会議録要旨

- 1 開催日時 令和2年10月12日(月)午前10時~午前10時45分
- 2 開催場所 港区役所 6 階 応接室
- 3 出席者 (委 員) 宇都宮委員長、中塚委員長代理、大谷委員、姥谷委員 (事務局) 事務局長以下 4 名

### 4 議 題

#### 報告事項

- 1 市区選挙管理委員長会議について
  - 令和2年9月25日(金)に開催された市区選挙管理委員長会議について報告しました。
  - ・大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票の管理執行について
  - ・明るい選挙啓発ポスターコンクール第1次審査の結果について など

## 議決事項

- 1 大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票の管理執行について
  - (1) 選挙人名簿の登録者数の報告について
    - ・ 令和 2 年 10 月 12 日現在 男 32,745 人 女 34,609 人 合計 67,354 人 であること、市選挙管理委員会委員長あて報告することを決定しました。
  - (2) 選挙時における選挙人名簿の抹消権限の一部を委員長に委任する件について
    - ・原案のとおり決定しました。
  - (3) 投票所の設置について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第39条及び第41条により、投票所の設置及び告示を行うことを決定しました。

(4) 投票管理者及びその職務代理者の選任について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項及び大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令第8条において準用する公職選挙法第37条及び公職選挙法施行令第24条、同令第25条により原案のとおり選任し、告示することを決定しました。

(5) 期日前投票所の設置について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第48条の2第3項による読替え後の第41条第1項により、期日前投票所の設置及び告示を行うことを決定しました。

(6) 期日前投票所の時間延長について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第48条の2第6項の規定において、読み替えて準用する同法第40条第1項但書の規定により繰り下げ及び告示を行うことを決定しました。

(7) 期日前投票所における投票管理者及びその職務代理者の選任について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法施行令 第49条の7の読替え後による同令第25条の規定に基づき原案のとおり選任し、告示することを 決定しました。 (8) 不在者投票所の設置について

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第49条第1項の規定による不在者投票を行う場所を、原案のとおり設置し告示を行うことを決定しました。

(9) 不在者投票所の時間延長について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第270条の2第1項の規定により、不在者投票を行う時間の延長について、告示することを決定しました。

(10) 開票の場所及び日時について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第63条及び第65条に基づき開票所の場所及び日時を決定し、同条第64条の規定に基づき告示することを決定しました。

(11) 開票管理者及びその職務代理者の選任について(告示事項)

大都市地域における特別区の設置に関する法律第7条第6項において準用する公職選挙法第61条第2項及び公職選挙法施行令第67条第1項の規定に基づき選任し、同令第68条により告示することを決定しました。

- (12) 選挙時啓発計画について
  - ・原案のとおり決定しました。
- (13) 期日前投票所従事者の委嘱について
  - ・原案のとおり委嘱することを決定しました。
- 2 大阪海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について 漁業法第89条第5項の規定に基づき、選挙人名簿の縦覧を行い告示することを決定しました。

# その他

1 次回委員会について

次のとおり決定しました。

日時 令和2年10月29日(木) 午後5時30分から

場所 港区役所 応接室